

第 6142 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 2月19日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 中小企業関係の改正

Q：平成31年の税制改正では、中小企業関連の改正にどのようなものがありますか？

A：次のような改正があります。

【解説】

平成31年の税制改正における中小企業関連の改正には、次のようなものがあります。

- ① 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例が2年延長される。
- ② 中小企業投資促進税制の適用期限が2年延長される。
- ③ 中小企業経営強化税制の特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を図った上で適用期限が2年延長される。
- ④ 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度が、一定の要件を加えた上で、適用期限が2年延長される。
- ⑤ 地域未来投資促進税制について、高い付加価値創出に係る要件を満たす場合に特別償却率を50%(現行40%)、税額控除率を5%(現行4%)に引き上げる等の見直しがされる。
- ⑥ 中小企業の事業活動に災害が与える影響を踏まえて事前防災を促進する観点から、事業継続力強化計画に基づく防災・減災設備への投資に係る特別償却制度が創設される。
- ⑦ 青色申告書を提出する中小企業者のうち事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けたものが、特定事業継続力強化設備等を取得して、事業の用に供した場合にその取得価額の20%の特別償却ができる制度が創設される。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

